

令和5年10月1日より

産後ケア事業クーポン券を ご利用できます

「世田谷区産後ケア事業クーポン券」を令和5年10月1日（日曜日）よりご利用できます。
クーポン券を産後ケア事業ご利用時にご提出頂くことで、利用料の減額をいたします。

配付対象者

- ◆ 世田谷区内に住所を有する方
 - ◆ 産後ケア事業の利用対象者の方
 - ◆ 住民税課税世帯の方（均等割・非課税世帯、生活保護世帯の方は裏面の利用料となります）
- ※ただし、令和5年9月30日までに産後ケア事業を上限回数まで利用された方は配付対象となりません。

配付内容

- ◆ 産婦1人あたり、5枚。1枚あたり原則2,500円の減額が利用できます。
- ※多胎児加算分は、別途減額があります。

利用できるサービス

- ◆ 区立産後ケアセンター、ママズルーム、至誠会第二病院での産後ケア事業で、1日の利用あたり1枚がご利用できます（例：2泊3日の場合、3枚まで利用可能）。
- ※ただし、きょうだい利用分についてはクーポン券の対象外です（利用料が必要です）。

利用方法

- ◆ 利用料支払いの際に本券を提出してください。提出が無い場合は減額の対象となりません。

申請方法

- ① 産後ケア事業利用時に、クーポン券申請の希望を施設職員に伝えてください。
- ② 施設職員から「産後ケア事業クーポン券申請書」を受け取り、記入してください。
- ③ 申請書と引き換えに産後ケア事業クーポン券（5枚つづり）を受け取ってください。
- ④ 即時利用可能です。

産後ケア事業施設

- ◆ 区立産後ケアセンター（世田谷区桜新町2-29-6）
- ◆ ママズルーム（世田谷区下馬3-10-7いなみ小児科1階）
- ◆ 至誠会第二病院（世田谷区上祖師谷5-19-1）

ご利用上の注意事項

- ◆ 利用券は払い戻し、現金への換金、他の利用券との交換はできません。
 - ◆ 他人への譲渡はできません。
- ※令和5年9月30日以前の利用分には使用できません。

裏面もご覧ください

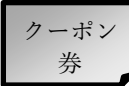
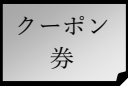
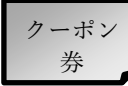
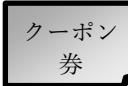
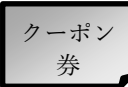
利用者負担額

	課税世帯		住民税 非課税世帯 ※均等割世帯含む	生活保護 世帯	事業利用 可能日数 施設利用通算数
	通常時 クーポン利用なし	クーポン券提出時 (通算5日上限)			
ショートステイ (宿泊)	4,500 円	2,000 円	0 円	0 円	ショート ステイのみ 7日
多胎児利用 (2人目以降)	500 円	0 円	0 円	0 円	
デイケア(日帰り)	3000 円	500 円	0 円	0 円	デイケア・ アウトリー チ 合わせて 7日
多胎児利用 (2人目以降)	250 円	0 円	0 円	0 円	
アウトリーチ (訪問)	2,000 円	0 円	0 円	0 円	
多胎児利用 (2人目以降)	200 円	0 円	0 円	0 円	

【きょうだい利用】 ※クーポン券の有無や課税状況に関わらず、以下の金額をご負担いただきます。

	課税世帯	住民税 非課税世帯 ※均等割世帯含む	生活保護世帯
ショートステイ (1日あたり)	1,700 円	900 円	0 円
デイケア	1,000 円	600 円	0 円

利用料金の例

ショートステイ	2泊3日：13,500 円 -   = 6,000 円 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block; margin: 10px;"> クーポン券は 1日1枚までの 利用になります </div>  (2,500 円 + 2,500 円 + 2,500 円)
デイケア	1日：3,000 円 -  = 500 円 2,500 円
アウトリーチ	1回：2,000 円 -  = 0 円 (おつりは出ません) 2,500 円

問い合わせ

世田谷区子ども・若者部 児童相談支援課 児童相談支援担当

電話：03-6304-7731 / FAX：03-6304-7786

